

平成28年1月から本格的な運用が始まる社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)。

10月から、住民の一人ひとりにマイナンバー(個人番号)をお知らせする「通知カード」が送付されます。

通知カードが届いたら、同封の申請書で「**個人番号カード**」の申請を行うことができます。詳しい流れは下記でご確認ください。

【通知カードの送付についての問合せ先】

個人番号カードコールセンター

☎0570・783・578

HP <https://www.kojinbango-card.go.jp/>

(通知カードの配送状況を確認できます)

【個人番号の申請についての問合せ先】

住民課 住民年金係

☎65・3301



2015年
10月～

通知カードが届きます 個人番号を確認

- 個人番号が記載された「**通知カード**」は、住民票の住所に簡易書留で発送されます
- 通知カードは、役場の手続きなど様々な場面で必要になります。大切に保管し、個人番号はむやみに他人に教えないようにしましょう

通知
カードが
届いたら

同封の申請書で 個人番号カードの申請

- 通知カードに同封されている「**個人番号カード交付申請書**」で「**個人番号カード**」を申請することができます。申請書に顔写真を貼付して郵送で申請してください

※個人番号カードの申請は任意です

2016年
1月～

個人番号カードの受け取り

- 申請後、桂川町から届く「**個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書**」に必要事項を記入し、必要書類を持参の上、桂川町役場住民課で受け取ることができます

【通知カード】

通知カードとは、住民一人ひとりにマイナンバーをお知らせする紙製のカードです。身分証明書としては使えません。

【通知カードと個人番号カード交付申請書】

「通知カード」は切り取って大切に保管してください

通知カード 個人番号 1234 5678 9012 氏名 花子 花子 住所 ○○県△△市△△町△丁目○番地△△号 平成年 3月31日生 性別 女 ○○市 発行 平成27年10月3日 1234567890	マイナンバー ※この通知カードは、住民票記載の住所に送付されます。 ※通知カードは、住民票記載の住所に送付されます。 ※通知カードは、住民票記載の住所に送付されます。
個人番号カード交付申請書 電子証明書発行申請書 申請者 花子 花子 住所 ○○県△△市△△町△丁目○番地△△号 平成年 3月31日生 性別 女 ※本人が記入する欄は、平成年3月31日現在のものです。 ※住民票コードは、住民票記載の住所から算出されます。 ※顔写真を貼付してください。 ※顔写真は、平成年3月31日現在のものです。 ※顔写真は、平成年3月31日現在のものです。	顔写真貼付欄 サイズ (縦4.5cm×横3.5cm) ※顔写真は、平成年3月31日現在のものです。 ※顔写真は、平成年3月31日現在のものです。 ※顔写真は、平成年3月31日現在のものです。

(表)

個人番号カード交付申請書

(裏)

【個人番号カード】

個人番号カードとは、本人の申請により交付を受けることができ、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用できるICカードです。

個人番号カード 氏名 花子 花子 住所 ○○県△△市△△町△丁目○番地△△号 平成年 3月31日生 性別 女 交付 平成27年10月3日	電子証明書 ※この電子証明書は、個人番号カードと一体となって利用されます。 ※この電子証明書は、個人番号カードと一体となって利用されます。 ※この電子証明書は、個人番号カードと一体となって利用されます。
---	---

(表)

個人番号カード

(裏)